

1. 事業所の目的と方針

事業所では介護保険法第2条(介護保険)に従い、単に利用者の運動器機能や口腔機能の向上、栄養状態の改善等の特定の心身機能の改善等でなく、心身機能の改善等を通じて「活動(ADLやIADL)」、「参加(役割づくりや、通所介護や地域の通いの場への参加)」等の生活機能の向上を図り、利用者がその持っている能力を最大限に活用し、できる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を送れることを目的にサービスを提供します。

ゆえに利用者に対し「できないこと」を一様に介助するのではなく、持っている能力からみて「できること」は「自らすること」へとできるように支援します。

また介護保険法第4条(国民の努力及び義務)第1項において「国民は、自ら要介護状態になることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その能力の維持向上に努めるものとする。」とされています。従いまして利用者自身にも自立した日常生活の獲得に向け、主体的かつ積極的に運動や日常生活の活動に取り組み健康増進を図るようお願いします。

利用目的を達成し、健康で活動的な日常生活が送れるようになれば利用は終了となります。

2. 事業所の概要

(1) 名称等

事業所名	社会医療法人玄真堂 川寫整形外科病院 (介護保険事業所番号 : 4410312682)
所在地	大分県中津市大字宮夫17番地
管理者	院長 川寫眞之(医師)
管理者代行	通所リハビリテーション科 科長 島澤真一(理学療法士)
電話番号・Fax番号	電話番号・Fax番号 (0979) 24-2450
サービス提供地域	大分県中津市・宇佐市、 福岡県築上郡吉富町・築上郡上毛町・豊前市 * 事業所から半径7km範囲
利用定員	55人

(2) 営業時間

営業日	月曜日 から 土曜日 まで (休業日 : 日曜日、12月30日から1月3日)
営業時間	8時 から 17時30分 まで
サービス提供時間	8時30分 から 17時 まで 原則、利用時間は、午前又は午後の3時間程度 * 状況やサービス内容により、4時間以上8時間未満の利用 入浴サービスや学習療法の希望の方は、終日の利用

(3) 職員体制

職種	勤務形態	業務内容
管理者	1名 (常勤兼務)	人員及び業務の管理
医師	2名 (常勤兼務)	医学的管理
理学療法士	1名 (常勤専従)	理学療法と介護予防通所リハビリテーション提供に必要な事項
作業療法士	1名 (常勤専従)	作業療法と介護予防通所リハビリテーション提供に必要な事項
看護職員	1名 (常勤専従)	看護と介護予防通所リハビリテーション提供に必要な事項
	1名 (非常勤専従)	
介護職員	6名 (常勤専従)	介護と介護予防通所リハビリテーション提供に必要な事項
	1名 (非常勤専従)	送迎専任
管理栄養士	1名 (常勤兼務)	低栄養状態の改善等の栄養管理
事務職員	1名 (常勤専従)	介護給付費等の請求業務及び通信連絡等事務等

(4) 設備の概要

専用施設の面積	274.2 m ² (介護ケアセンター1階) バリアフリー
機能訓練設備	平行棒、滑車、上下肢パワーリハビリ機器、訓練用階段、スリング、自転車、マッサージ器、フットステッパー、足関節矯正器具 上肢訓練器具、エアマッサージ、ホットパック
浴室	脱衣所面積 49 m ² 浴室面積 55 m ² 浴槽の種類 : 一般浴槽(1)、個別浴槽(4)、車いす用特殊浴槽(1) 椅子シャワー(1)、手すり設置、車いす対応トイレ(1)
トイレ	洋式トイレ(2)、車いす対応トイレ(4)、男性用立ち小便器(2)、手すり設置
非常災害設備等	消火器、屋内消火栓、スプリンクラー、防災扉
空調設備等	エアコン、扇風機
衛生設備等	エアタオル、自動手指消毒器
その他	車いす、リクライニング車いす、歩行器等歩行補助具 (5種類) 酸素ボンベ・吸引器・AED・アンビュウ等救急備品

* 人員の兼務や設備を共用し、通所リハビリテーション事業も一体的に実施しています。

(5) 入浴サービスの実施体制

1. 当事業所では、身体的・環境的問題等で入浴が困難な方に対し、自宅での入浴ができるようになることを目的に入浴サービスを行っています。現に自宅で入浴をしている方へは、入浴サービスは行っていませんが、自宅での入浴が困難になっている方に関しては、この限りではありません。

自宅での入浴について不安な方は、環境を整えるための、福祉用具の利用や住宅改修等の提案や、動作訓練等を行います。

2. 入浴サービスの利用に際して、体調不良や体温・血圧・脈拍・呼吸等に異常や、傷や感染性の病気のある時は、入浴方法の変更や入浴の中止をします。また、主治医への相談をお願いすることがあります。
3. サービス提供が、午前又は午後のみの場合は、入浴サービスは行えません。

(6) 送迎の実施体制と留意事項

1. 車両の運転と管理は、当事業所で実施しています。
2. 車椅子対応車両(2台)を含めた3台の車両で送迎をしています。
3. 利用者の変動で、送迎のルートや乗車車両、送迎時刻が変わります。迎えの時刻が変わる時は事前に連絡をします。
4. 利用者は、迎えの予定時刻には外出できるよう準備をすませ、住居の中でお待ち願います。交通や天候等の影響で、迎えの時刻が15分以上遅くなる時は連絡をします。
5. 送迎は玄関までですが、利用者の状況に応じ住居の中まで行います。
なお、外出時の施錠は行いますが、その他の支援が必要な場合は、他のサービス等の利用をお願いします。
6. 利用者の都合で、住居を出る時間が遅くなる時は、利用者自身で来所していただくことがあります。
7. 利用者には、可能な限り自分で荷物を持っていただきますので、ファスナー等のある背負い鞆や肩掛けタイプの鞆の準備をお願いします。
8. 雨天時の安全な移動のために、車いすの方も歩ける方も傘でなく合羽の着用をお願いします。
9. 送迎中はシートベルトを着用し、停車中も車両から離れないようお願いします。

(7) 食事の提供体制

昼食は、外部の数業者に委託して提供しています。食事の形状や内容によっては、特別食となります。業者により提供日と対応できる食事内容、料金が異なります。詳細は(別紙)食事料金一覧表で提示します。終日利用の方に昼食を提供します。

水分等にとろみをつけることが必要な場合、とろみ材は利用者に準備していただきます。

(8) サービスの利用回数と利用時間

要支援1の方は週1回、要支援2の方は週2回の利用です。

3. サービス内容

1. リハビリテーション

- ①リハビリテーションマネジメント：リハビリテーション会議の開催と介護予防通所リハビリテーション計画の作成と見直し
- ②理学療法士、作業療法士による日常生活動作や運動の指導と、日常生活動作や歩行等の訓練
- ③器具等を使用した運動の指導と実施
- ④運動機能検査
- ⑤訪問指導
- ⑥健口体操や集団体操
- ⑦レクリエーションを通じた集団運動や活動
- ⑧健康や介護予防、栄養・口腔・病気等の講話

2. 特別なサービス

- ①口腔機能向上サービス：認定調査や基本チェックリストで嚥下・摂食・口腔に問題のある方
- ②口腔・栄養スクリーニング：全利用者に実施
- ③栄養改善サービス：低栄養状態の中・高リスクの方に実施
- ④認知機能の維持改善サービス：希望者にくもん学習療法の実施

3. 日常生活上の支援

- ①入浴の提供と介助 ②昼食の提供と介助 ③移動移乗の介助
- ④排泄の介助 ⑤更衣の介助 ⑥口腔ケアの支援 ⑦服薬支援

4. その他

- ①健康管理と指導 ②生活についての相談助言
- ③厚生労働省のシステム LIFE ヘデータ提出とフィードバックの活用
- ④テレビ電話等の活用による会議の実施

4. 個人情報の取り扱い

契約書第8条、第9条の通りです。

個人情報の利用目的は、以下の通りであり、利用者及びその家族の個人情報については、必要最小限の範囲内で情報を収集し、使用します。

【 利用する目的 】

1. 法人が提供する医療・介護サービス
2. 介護予防通所リハビリテーション計画の作成
3. 居宅サービス等の提供のために実施されるサービス担当者会議等や照会への対応
4. 関係居宅介護支援事業者又は関係居宅介護サービス事業者間の連絡調整
5. 医療機関及び介護施設等の連絡調整
6. 家族への状態説明
7. 介護保険事務業務
8. 利用者に係る管理運営業務のうち、利用開始中止等の管理・会計経理・サービスの質の向上・安全確保・事故あるいは事故の未然防止等の分析報告
9. 第三者機関への質の向上・安全確保・事故対応等の報告
10. 満足度調査や業務改善のためのアンケート調査
11. 介護サービスや業務維持改善のための基礎資料
12. 法人職員の教育研修及び養成機関の学生の教育研修実習
13. 事例検討や研究会・学会・学会誌等での報告
(匿名化します。匿名化困難な場合は、事前に本人の同意を得ます。)
14. 外部監査機関への情報提供
15. 賠償責任保険等に係る、医療介護に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

5. 安全管理及び緊急時事故発生時の対応

- ・ 来所時に体温・血圧・脈拍と体調の確認をし、無理のないサービス提供をします。
- ・ 利用中も急変や事故等を未然に防ぐように努めます。
- ・ 利用者は利用中の自身の体調や安全に十分注意を払い、問題がある時は直ちに職員へ連絡をお願いします。生活上の変化や病院受診の結果等、健康や安全に関わることについてはどのよ

うなことで連絡をお願いします。特に、体調が悪い時やふらつきやめまい等で転倒のおそれがある場合は、必ず連絡をお願いします。

- ・ 事業所から家族の方へ、利用者のことについて問い合わせや連絡をすることがあります。
- ・ 体調不良等でサービス提供を中断する場合は、家族へ迎え等の協力をお願いします。

従いまして、サービス提供を中断した際の対処について、利用前に利用者、家族又は担当介護支援専門員と取り決めをさせていただきます。

利用者は、加齢に伴う心身機能の低下や、特有の老年症候群や慢性疾患を持っていますので、特に体調や健康に問題がなくても、以下のような思わぬ急変や事故が起こる可能性があります。これらはどこでも起こり得ることですので、ご理解の程よろしくをお願いします。

1. 活動することで転倒転落の可能性があります、それによる外傷・骨折・頭部内損傷等のおそれがあります。
2. 骨が脆くなっていますので、通常に対応でも容易に骨折するおそれがあります。
3. 加齢により皮膚は脆くなっていますので、少しの力でも剥離等を起こす状態にあります。
4. 加齢により血管は脆くなっていますので、軽度の打撲で出血等をしやすい状態にあります。
5. 加齢や認知症、脳血管障害等の病気により、飲み込む力が低下していますので、誤嚥や窒息の危険性が高い状態にあります。
6. 突然の脳や心臓の病気等により、急変急死されることもあります。

利用者に急変や事故が発生した時、その他必要な場合には、速やかに医師に連絡をする等必要な措置を取り、家族や関係機関に連絡をします。

6. 非常災害対策

非常災害に備えて必要な設備を整え、火災及び風水害、地震等のマニュアルの確認を毎月行うとともに、避難や救出その他必要な訓練を行います。

利用中に非常災害の恐れや発生があった時は、事業所に一時待機していただき、安全が確認され次第住居へ送ります。なお、状況によっては、家族等に迎えを依頼することがあります。

洪水や高潮による避難指示があった場合は、上階へ避難する予定ですが、如水コミュニティーセンターへ避難することもあります。

7. 衛生管理等

利用者の使用する施設、食器その他の設備、又は飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を取ります。また適正に医薬品及び医療機器の管理を行います。

事業所内で食中毒及び感染症が発生又は蔓延しないよう、マニュアルの整備や研修等を行い、職員へ周知徹底を図ります。また委託業者へも指導を行います。

利用者にも手洗いや手指消毒、うがい等を適宜行っていただきます。

高齢者の集団活動の場ですので、利用者や家族には感染症予防に留意して、予防接種の実施や感染症が疑われる時の早期の病院受診と事業所への連絡をお願いします。特にインフルエンザや結核等の感染症、腸管出血性大腸菌感染症等による食中毒、疥癬や白癬等の皮膚病の集団感染の発生及び蔓延の防止に協力をお願いします。

なお、感染症にかかった場合は、その状態によりサービス内容の変更や所定期間の利用休止となります。

8. 虐待防止及び身体拘束に関する事項

(1) 虐待防止と権利擁護

高齢者の意思と人格を尊重し、常にその立場に立って対応するように努め、いかなる理由があろうとも虐待は許さない行為であることを認識して、虐待防止を徹底します。

虐待の有無と虐待防止に係る点検体制を整え、虐待防止のための指針の整備、定期的な虐待防止検討委員会の開催や職員への虐待防止の研修、虐待防止の権利擁護に係る責任者の設置等を行い、適切に対処します。虐待行為の前兆となる言葉使いや接し方を見つけた時は早期に改善し、虐待の芽を早期に摘むようにします。

虐待防止権利擁護に係る責任者	(管理者) 島澤 真一
----------------	-------------

(2) 身体的拘束等の適正化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の生活の自由を制限する身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9. 利用契約の終了

契約書第13条の事由に該当する場合は、利用契約が自動的に終了します。

なお契約が終了後に再利用を希望される場合は、改めて契約の締結が必要になります。

10. サービス利用にあたっての留意事項

【健康関連事項】

1. 利用前に、健康状態の確認のために、当法人の医師の診察と血液・尿・心電図・胸部レントゲン検査等を受けていただき、医師が利用の可否を判断します。
2. 持病のため運動や入浴に配慮が必要な方は、利用前に医師の診療情報の提供をお願いします。
3. かかりつけ医の指導内容や服用中の薬、検査結果やその他医療情報等の連絡をお願いします。
4. 入院後に利用する時は、入院中の医師に通所リハビリテーション利用の是非について相談をお願いします。また運動や入浴、利用上の注意等について医師からの情報提供をお願いします。
5. かかりつけ医のない方は、年に1回川寫整形外科病院又はかわしまクリニックを受診し、健康状態を確認するようお願いします。その際は事業所へ事前に連絡をお願いします。
6. 利用開始時と年に4回（1月、4月、7月、10月）、運動機能検査を行います。
7. 利用開始時と介護保険の更新時に、口腔機能検査と、同意を得た方に対し前頭葉機能検査と認知機能検査を行います。
8. 利用中に川寫整形外科病院やかわしまクリニックの受診はできません。

やむを得ず利用中に受診した場合、その後の利用はできませんので、帰宅は利用者自身でお願いします。また職員は受診の介助は行いませんので、家族等に付添いをお願いします。

【保険関連事項】

1. 介護保険被保険者証は、利用開始時、介護保険の更新や区分変更時に提出をお願いします。
2. 利用開始時、変更時に利用者負担割合証の提出をお願いします。

【生活関連事項】

1. 送迎中や利用中は禁煙です。

2. 携帯電話は、送迎中や利用中は電源を切るようにお願いします。
3. 定められた場所以外の入りや、職員に無断での外出や帰宅はできません。
4. 杖や入浴物品や肌着、靴やカバン等には、間違いを防ぐために記名をお願いします。
5. 許可をしていない飲食物の持ち込みは禁止しています。
6. 金品は自己管理とし、必要以上の持ち込みは禁止しています。紛失時の責任は、事業所では負えません。
7. 利用中の利用者間での金品の贈答や貸借は禁止しています。それによるトラブルに対し事業所では対応しかねます。
8. 他の利用者への迷惑行為、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止しています。
9. ペットの連れ込みはできません。
送迎時にはペットにリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋で保護する等の対応をお願いします。
職員が万一ペットに咬まれた場合には、治療費等のご相談をさせていただくことがあります。
10. 利用中の利用者への面会は、やむを得ない場合を除きお断りしています。
11. 利用者や家族との信頼関係を築き質の高いサービスを提供するために、暴言や暴力、迷惑行為やハラスメント行為に対してその防止に努め、発生した場合には適切に対応をします。

【サービス付き高齢者向け住宅ひだまり入居者に関する事項】

1. 利用開始時刻は、午前9時から、午後は13時からです。
利用終了時刻は、サービス提供時間で変わります。
2. 入居者は、自力での通いとなります。
但し、やむを得ない事情により送迎が必要な時は、職員が送迎します。

【感染対策関連事項】

- 新型ウイルスやインフルエンザ、結核等の呼吸器感染症やノロウイルス等による急性胃腸炎等や、皮膚感染症等の様々な感染症の予防やまん延防止のために、以下の点について協力をお願いします。
1. 利用者や同居の家族には、常日頃から体温測定等の健康観察を行うとともに、手洗いや手指消毒、うがい、マスクの着用や咳エチケット等の感染予防をお願いします。
 2. 利用日の朝やその前日に体温が37度以上や平熱より1度位以上高い時は、事前に状態等の連絡をお願いします。
 3. 利用日に関わらず利用者や同居の家族に感染症を疑う症状があった時も、事前にご連絡をお願いします。
 4. 職員は、利用日の朝の迎え時に健康状態を確認します。その際に問題があると判断した時は、利用はお休みいただきます。
 5. 感染症の流行に応じて、事業所では種々の対策を実施します。ご協力をお願いします。

11. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や災害が発生した場合でも、利用者に対し必要な介護サービスの提供が継続的に実施できるように、業務継続計画を策定するとともに、必要な措置を講じます。

12. 利用料金等

お支払いいただく各サービスの利用料は、次の表の通りです。

(1) 利用料金

【 介護予防通所リハビリテーション基本サービス料金表 】

	1月につき	備考
要支援1	22,680円	介護予防通所リハビリテーション費は、利用回数に関係なく要支援状態区分に応じて1月単位の設定になっています。
要支援2	42,280円	

* 短期入所サービスの利用、月途中の要介護度の変更やサービス事業所の変更をした場合は、日割りとなります。

【 加算・減算分 料金表 】

項目	単価	備考	算定
口腔機能向上加算(Ⅱ) 厚生労働省にデータ提出	1,600円	口腔機能に課題のある利用者を実施(月1回)	○
栄養アセスメント加算	500円		○
栄養改善加算	2,000円	低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して実施(月1回)	○
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	200円	開始時と6月毎に1回	○
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	50円	開始時と6月毎に1回	
一体的サービス提供加算	4,800円	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合	○
生活行為向上リハビリテーション実施加算	5,620円	開始月から起算して3月以内の期間に行われた場合	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	720円	要支援1の方	○
	1440円	要支援2の方	○
退院時共同指導加算	6,000円	1回	○
科学的介護推進体制加算	400円		○
同一建物減算	3,760円	要支援1の方	○
	7,520円	要支援2の方	○
利用が開始月から起算して12月を超えた場合の12月超減算	1,200円	要支援1の方	リハビリテーション会議の実施なし、厚生労働省へデータ提出ない場合
	2,400円	要支援2の方	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		基本サービス費に、他の処遇改善に係る加算を除く各加算減算を加えた総額の8.6%	○

* 加算減算項目は、該当する分のみの算定となります。

* サービス付き高齢者向け住宅ひだまりの入居者は、同一建物減算の対象となります。
但し、やむを得ない事情で送迎を行った場合は、この限りではありません。

1. 介護保険が適用される場合の利用者の負担割合は、介護保険負担割合証に記載された負担割合となります。介護保険の給付の範囲を超えた分は、全額利用者負担となります。
2. 毎月 10 日前後に前月分の利用料と食事代、その他の費用を請求書にて請求します。
支払いは現金で、25 日までをお願いします。支払い後に領収証を発行します。
3. 利用料金と食事代は、医療費控除の対象となりますので、領収証は大切に保管願います。
領収証の再発行には、別途 1 枚につき 100 円が必要です。
4. 正当な理由のない利用料金等の滞納が 2 か月分に至った時は、担当介護支援専門員に連絡をし、その翌月のサービス提供について相談をします。その後は契約書第 12 条に基づき対応します。
5. 保険料の滞納等により保険給付金が事業者を支払われない場合は、一旦利用料金の全額を支払いいただきます。その際は、サービス提供証明書を発行しますので、市町村の窓口へ提出されれば差額の払い戻しを受けられます。

(2) 食費・雑費等

次の費用は、全額自己負担となります。

種 類		利用者負担金	備考
昼食代	普通食 (1 食)	実費	利用料金と合わせて翌月に請求
	特別食 (1 食)	実費	
オムツや入浴備品等の日常生活必需品代		実費	その都度請求
創作活動、娯楽等でかかる費用		実費	
学習療法教材費と検査帳票費		実費	該当月に請求

* 特別食は、軟食、ミキサー食、ムース食、ペース食です。

* 昼食のキャンセルは、利用日含み 3 日前までの連絡をお願いします。キャンセルができなかった場合は、実費を徴収します。

(3) 手数料他

やむを得ない事情を除き、利用者の都合で利用休止となった場合は下記の手数料を請求します。

利用を休む時は、遅くとも利用日当日の 8 時までに、下記の連絡先に連絡をお願いします。

なお、利用休止の時には、同月同週での振替利用も応じています。希望される時は連絡をお願いします。その際には送迎ができない時もありますので、ご確認をお願いします。

● 月曜日から土曜日 8 時から 17 時まで 当事業所 (0979) 24-2450 へ

● 上記時間外の時間帯は、080-1732-0688 へ

伝言メッセージ又はショートメールに、利用者のお名前と休む日を残して下さい。

手数料 適用要件	金額
利用日に迎えに行ったが、利用者の都合で利用休止となった場合 利用日に迎えに行ったが、利用者の都合で送迎が不要になった場合 事業所へ到着後に、利用休止又は中断となった場合	500 円

13. 相談苦情窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

窓口担当者	川寫整形外科病院 通所リハビリテーション科 科長 島澤真一
ご利用時間	月曜日 から 金曜日 （ 祭日を除く ） 9時 から 17時 まで
ご利用方法	電話 : (0979) 24 - 2450 事業所直通
	面談 : 事前に連絡をいただければ、利用時間に随時対応

* 当事業所以外でも、居住地の市町村窓口及び次の機関においても苦情申し出ができます。

大分県国民健康保険団体連合会	電話 (097) 534 - 8470
福岡県介護保険広域連合 (豊築支部)	電話 (0979) 84 - 1111